



## 変更手続きにあたってのお願い

- ・ 会社名（銘柄名）をお忘れなくご確認、ご記入ください。
- ・ ご所有の会社名（銘柄名）ごとに1枚ずつご提出ください。
- ・ 氏名欄のフリガナもお忘れなくご記入ください。

◇変更事項別の添付書類は以下のとおりです。

添付書類は**原本**をご提出ください。事前にお申出がなければ返却いたしませんので、原本の返却をご希望の場合は、「原本返却希望」と書いたメモを変更届、添付書類とあわせてご提出ください。

◇印鑑登録証明書は**発行後6ヶ月以内**のものをご提出ください。

変更事項		ご添付いただく書類		備考
		お届け印がある場合	お届け印がない場合	
1	届出印	—	印鑑登録証明書	
2	住所 ・ 住居表示	—	【個人の株主様】 ①印鑑登録証明書 ②住民票 もしくは戸籍の附票 【法人の株主様】 ①印鑑登録証明書 ②登記事項証明書	届出住所（旧）から新住所へ移転した事実が記載されているもの
3	代表者	登記事項証明書	①印鑑登録証明書 ②登記事項証明書	新代表者名の記載があるもの
4	代表者役職名	—	印鑑登録証明書	
5	改姓・改名	戸籍抄本	①印鑑登録証明書 ②戸籍抄本	改姓・改名の事実が記載されているもの
6	商号	登記事項証明書	①印鑑登録証明書 ②登記事項証明書	新旧商号が記載されているもの
7	組織	登記事項証明書	①印鑑登録証明書 ②登記事項証明書	新旧組織名が記載されているもの

### 【ご注意】押印いただくご印鑑について

＜お届け印がある場合＞ お届け印をご押印ください。

＜お届け印がない場合＞ 実印をご押印ください。※印鑑登録証明書の添付が必要となります。

◇変更後（印鑑票）に押印いただくご印鑑が今後のお届け印として登録されます。  
今後のお届け印につきましては、実印以外のご印鑑でも登録できます。

※証券会社の口座の株式のみをお持ちの株主様は、お取引の証券会社で  
お手続きください。

**ご注意ください！！配当金の受取方法が変更される！？**  
**NISA 口座の配当金が非課税にならない！？？**

～証券会社等で株式をご所有されている株主様へ～

**特別口座のお届け内容の変更手続き**（住所変更、改姓名、商号変更、代表者変更）をした結果、証券会社でご所有の株式の配当金について、**株式数比例配分方式の設定が解除され、NISA 口座の配当金等の非課税扱いが受けられなくなる場合がございます**のでご注意ください。

☆以下の項目をご確認ください。 ※該当の方は裏面もお読みください。

特別口座以外に証券会社に預入をしている株式がある



証券会社に預入をしている株式の配当金は証券会社口座で受取っている  
またはNISA口座を開設している（株式数比例配分方式を選択している）



今回の特別口座の届出内容（住所・氏名等）変更手続きにより、  
変更後の内容が証券会社に届出の内容と同じになる



**そのお手続き、ご注意ください！**  
**制度上\*証券会社での配当金の受取が解除になります**  
**（裏面のお手続きをご確認ください）**

\*証券保管振替機構の「株式等の振替に関する業務規程」に基づくものになります。

**【表面の確認項目が該当された株主様へ】**

証券会社での配当金受取が解除となってしまった場合、受取方法を証券会社受取に戻すには、以下のお手続きが必要です。（「株式数比例配分方式」の再設定）

- ① 特別口座の株式を証券会社口座に振替えてください。  
（三菱UFJ信託銀行でのお手続きになります。本紙記載の〈本件に関するお問い合わせ〉にご連絡ください。）
- ② 株式をお預けされている証券会社にて「株式数比例配分方式」再設定のお手続きをしてください。  
**（三菱UFJ信託銀行ではお手続きできません）**

**ご注意：ご所有の株式の配当基準日までに「株式数比例配分方式」の再設定のお手続きが完了しない場合、「株式数比例配分方式」による配当金のお受取りは次回以降の配当金からとなります。**

〈ご参考〉

**配当金は証券会社の口座で受取りたい！（「株式数比例配分方式」とは）**

株主様が口座を開設している口座管理機関（証券会社等）を通じて配当金を受領する方法を「株式数比例配分方式」といいます。配当金受領方法がこの方式以外の場合、NISA口座の株式の配当金は非課税扱いになりません。また、制度上1銘柄でも特別口座をお持ちの場合、この方式をご利用いただくことができません。

〈 本件に関するお問い合わせ 〉

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

（受付時間：土・日・祝日等を除く平日9：00～17：00）

0120-232-711（通話料無料）